

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(神奈川県担当部会)

平成27年5月29日答申分

○答申の概要

(1) 年金記録の訂正の必要があるとするもの 1件

厚生年金保険関係 1件

(2) 年金記録の訂正を不要としたもの 1件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越（神奈川）（受）第 1500068 号

厚生局事案番号 : 関東信越（神奈川）（厚）第 1500007 号

第1 結論

請求者のA社（現在は、B社）における平成16年7月9日の標準賞与額を28万円に訂正することが必要である。

平成16年7月9日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成16年7月9日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男

基 础 年 金 番 号 :

生 年 月 日 : 昭和52年生

住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成16年7月9日

A社から平成16年7月9日に25万円程度の賞与が支給されていた。しかし、厚生年金保険の標準賞与額としての記録が無い。厚生年金保険料が控除されていたはずなので、標準賞与額を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

事業主から提出された2004（平成16）年分賃金台帳により、請求者は請求期間において、標準賞与額28万円に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成16年7月9日について、請求者の厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所（当時）に対し提出したか否か、また、厚生年金保険料を納付したか否かについては不明と回答しているところ、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないとから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

厚生局受付番号 : 関東信越（神奈川）（受）第 1500032 号

厚生局事案番号 : 関東信越（神奈川）（厚）第 1500006 号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社における厚生年金保険の標準報酬月額の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男

基 础 年 金 番 号 :

生 年 月 日 : 昭和 32 年生

住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和 55 年 4 月 1 日から昭和 56 年 8 月 1 日まで

昭和 55 年 4 月 1 日に新卒で A 社に入社したが、入社後しばらくして総務課長より給与計算を間違えていたと伝えられ、それまでの差額分を支給してもらった。最近になって、年金記録を確認したところ、訂正前の給与で記録されていることがわかったので、請求期間について標準報酬月額の記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、「入社時の給与計算を事業主が間違え、後から訂正され、遡って不足分の給与を精算してもらったので、請求期間の標準報酬月額を訂正してほしい。」と述べている。

しかしながら、請求者は、後から精算された金額や精算時期を具体的に記憶しておらず、明細書等も所持していないことから、精算された金額及び精算分に相応する追加の厚生年金保険料の控除を確認することができない。

また、事業主は、請求期間当時の資料が保存されていないため、請求者の厚生年金保険の取扱いについては、全て不明であると回答している上、請求期間当時の経理担当者及び請求者が記憶する同僚も請求期間当時のことはわからないと回答している。

このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。